

「滋賀県議会会議録」に現れた「外国人」認識

リリアン テルミ ハタノ

1. はじめに：「国際化時代」を迎えた滋賀県の概要

1990年代に入り「国際化」が進む中、滋賀県は、関西他府県とは違う傾向を見せている。

関西は全国的に見ても旧植民地出身者が集住する地域である。そのため、従来は、行政施策などに関連して「外国人」と言えば、旧植民地出身者を意味することが圧倒的に多かったようである。しかし、現在では、旧植民地出身者の間でも、日本社会全体と同様、全国的に少子高齢化が進んでいる。⁽¹⁾ また、全国で年間およそ1万人の旧植民地出身者が日本国籍を取得していると言われていた他、日本人との国際結婚も年々増加しており、国籍選択制が改められ二重国籍が認められるようにならない限り、子どもが日本国籍となるケースは今後さらに増えていく可能性がある。これらの状況を踏まえると、「外国人」としての旧植民地出身者の人口が今後、劇的に増加することはなさそうに思われる。

滋賀県もつい最近までは韓国・朝鮮人が多い地域であった。韓国・朝鮮人人口が微減してきている点も他府県と同様である。

だが、この近年の外国人登録者数データからは、関西他府県とは明らかに異なる傾向が見えてくる。中南米出身者の急激な増加である。

1986年3月末には、滋賀県内の外国人登録者のうち朝鮮および韓国出身者が7,817人(92.3%)で、中南米出身者はわずか19人(0.2%)であった。その後、中南米出身者は増加を続け、1989年12月末には、韓国・朝鮮出身者7,774人(86.7%)に対して、198人(2.2%)にまで増加した。1990年6月に「出入国管理及び難民認定法」⁽²⁾が改正されると、滋賀

県内でも外国人人口が大幅に増加したが、中でも中南米出身者の増加が著しく、同年12月末には、韓国・朝鮮出身者が7,866人(76.9%)、中南米出身者が1,059人(10.5%)となった。中南米出身者の増加はその後も続き、1996年12月末には8,940人となり、従来最も多かった東アジア出身者の人口を上回った。そして2000年12月末には、ブラジル人人口のみでも韓国・朝鮮人人口を上回るに至った。これは、関西の他地域には見られない特徴である。

2002年12月末のデータを詳しく見ると、滋賀県の総人口は1,364,530人。⁽³⁾外国人登録者数は24,772人であり、総人口の約1.8%に当たる。国籍・出身地別に多い順を見ると、ブラジル10,794人(43.6%)、韓国・朝鮮6,937人(28.0%)、中国2,069人(8.4%)、ペルー1,644人(6.6%)、フィリピン1,426人(5.8%)、米国302人(1.2%)、インドネシア285人(1.2%)、ベトナム144人(0.6%)、タイ91人(0.4%)、英国79人(0.3%)、その他1,001人(4.0%)となっている。ブラジル人に限って見ると、滋賀県は全都道府県中10番目にブラジル人が多い県であり、関西地域ではブラジル人が最も多い県である。また、ブラジル人が外国人登録者中最多の都道府県は全国に11あり、滋賀県はその1つである。そして、外国人登録者中にブラジル人が占める割合が、滋賀県は全国で3番目に高い。これらもまた、関西の他地域にはまったく見られない特徴である。

2. 研究目的と方法

2.1 研究目的

本研究の目的は、滋賀県内の外国人人口の増加を

(1) 李節子(2001)14-16参照。

(2) 以下、入管法と呼ぶ。

(3) <http://www.pref.shiga.jp/>

受けて、「外国人」が、県議会における県議員と知事および行政機関関係者との議論において、どのように取り上げられ、扱われてきたかを明らかにすることにある。言うまでもなく、県議会は、県民を代表する県議員、そして地方自治体の首長である知事や行政担当者らが集い、県政のあり方について議論する場である。議会での議論は県政のあり方に影響を与えるのみならず、県政の姿を反映するものでもある。そこで議論された内容は、「外国人」に関する政策を論じ、その背景にあるものをあぶり出すうえで欠かせない資料と言える。たとえば、条例の制定・改正・廃止、予算の議決、法律や条例で定められた重要な事項の決定などに際して、「外国人」はいつから、どのように認識されるようになったのかも、議会での議論から明らかにできるはずである。

本研究が対象とするのは1自治体の事例に過ぎない。しかし、本研究で用いる手法は、他の自治体を対象に研究する場合にも応用できるのではと考える。本研究では、まず、議会で「外国人」と言う場合に、どのような「外国人」が認識され、どのように位置付けられてきたか。地域の「国際化」に伴い、その認識と位置づけに、どのような変化が見られ、どのような対応が行われてきたかを確認する。同時に、外国人登録者数データなどから、議会での議論が現実の実態にそったものになっているかを考察する。そして、「外国人」がこれまでに日本社会でどのように受け入れられてきたのか、そこにどのような問題があったのかを明らかにすることで、今後の受け入れにおいて何が必要であるのか、手がかりを見出せるのではないかと期待している。

と言うのも、県議会が県政において占める重要性を考えると、県議会において県議員や行政官僚の間で交わされてきた過去の議論が「外国人」を取り巻く現在の状況に影響しているのは、明らかだからである。県議会の議論を振り返ることで、どのようなことが問題視されてきたのか、それに対してどのような対応がとられてきたのか、とられた政策の背後には何があったのか、などが理解できれば、今後どのようなことが生じていくのか、何が必要になっ

ていくのかを検討するうえで、大変有意義なはずである。

特に、近年滋賀県が直面している「外国人」人口の変化は大きいため、「外国人」に関して、県議会で様々に議論されてきたことが、今回の分析で確認できた。ただ、一口に「外国人」と言っても、そこには様々な「認識」や「ニュアンス」が含まれている。そのため、「会議録」を読み進めるうちに、「外国人」という呼称自体が問題を含んでしまっているのではないかとの不安が強くなってきた。そこで、本研究では、行政機関はどのような「認識」や「ニュアンス」で「外国人」という語を使っているのかに注目し、「外国人」に代わるより良い呼称は何かをも考察したい。

さらに、山下(2003)が指摘したように、日本の社会言語学の会話分析研究の分野では、議会の会議録を利用したものはまだ少ない。そこで、山下(2003)と同じく、本研究もクリティカル・ディスコース・アナリシスという分析方法を用いてみることにした。⁽⁴⁾

「在日外国人」研究は増えているが、議会の会議録を用いて、「外国人」受け入れ体制に関してどのような議論がされてきたのかを、「外国人」が現在置かれている現状を理解する目的で分析した研究は、まだ少ない。これまで本研究者はフィールドワークに基づいて研究を進めてきたのだが、フィールドワークの現場で常々、「外国人」という言葉が持つ一般的なイメージと、実体とに、大きな乖離があると感じてきた。つまり、「外国人」について語られるとき、現実社会には存在していない虚構(フィクション)の「外国人」を想定した議論がされていることが多いのである。本研究では、滋賀県議会の議論でもそのような傾向がないか、注意深く分析する。

さらに、各年にどのような「外国人」が県議会の議論に出現してきたかを明らかにすることで、「移住者」の受け入れ体制がどのように変化してきたかを明らかにする。そこからは、今後の変化も見えてくるのではないかと考える。

(3) クリティカル・ディスコース・アナリシスに関しては、野呂香代子:「クリティカル・ディスコース・アナリシス」を参照。具体的なストラテジーなどについては、その代表的な研究者 T.van Dijk の研究成果がある。

2.2 研究方法

滋賀県議会本会議の会議録は、1987年(昭和62年)以降のものが、インターネット上で公開されており、現在では、県議会定例会の会議録が、数カ月内にインターネット上で閲覧できるようになっている。そこで、本研究では、滋賀県議会の会議録1987年2月定例会から2003年(平成15年)9月定例会までのものを資料として使用する。定例会は毎年4回、2月、6月、9月、12月に開かれており、必要に応じて臨時会も開かれることになっている。

研究の具体的な手法としては、まず「外国人」をキーワードとして会議録を検索し、「外国人」という言葉がどのような議題・文脈で用いられているか、各議論ではどのような「外国人」を想定して議論が進められているかを整理する。そして、県民の代表者たる県会議員たちが「外国人」をどのように認識しているか、行政関係者が各々の議論にどのように対応しているかに着目しつつ、用いられ方の変遷を追う。また、特定の行政部門と用語法とに何らかの関連性があるかを確認する。

「外国人」で検索したところ、「119件」という結果が表れた。ただし、この数字は会議録中の「外国人」という語の出現数ではなく、「外国人」という語が使われた会日日数を示している。そのため、実際に使われた回数はこれをはるかに超える。

2.3 対象期間の特徴

分析対象となった期間の特徴は大きく3つの時期に分けられる。「第1期」は1987年から1991年までのバブル期、「第2期」は「入管法」改正から「出入国管理基本計画(第二次)⁽⁵⁾」告示までの景気低迷期、「第3期」は第二次基本計画告示から現在までである。

「第1期」はバブル景気の時期に重なる。バブル景気は1986年11月から1991年2月までの51か月間続き、1987年から1991年までの4年間に日本のGDP伸び率は4%を超えた。この時の日本の好景気は、世界経済はもちろん世界各地にも大きな影響を及ぼした。「外国人」に関連して言えば、「国際交流」

が声高に叫ばれるようになった時期であり、また、労働力不足が深刻化し、「外国人労働者」の活用が産業界から強く求められた時期でもある。産業界からの要望を受けて、1989年には「入管法」が改正され、翌1990年に施行された。この時期の日本の内閣総理大臣は、当時3期目にあった中曽根康弘に始まり、竹下登、宇野宗佑、海部俊樹と続いた。中でも宇野首相は、滋賀県選出の唯一の総理大臣として滋賀県内では期待が大きかったが、歴代内閣で5番目に短い在職期間でも知られることになった。また、この時期は、「お金で買えない物はない」という価値観が日本社会に広まった時期でもあり、人間性が深く問われた時期とも言えるのではないかと考える。

「第2期」は「入管法」改正とバブル崩壊の後、2000年3月に法務省が「第二次基本計画」を告示するまでの期間である。その間、7人の内閣総理大臣が在職した。円高対策や、安価な海外労働力を活用しようとして、企業の海外進出が活発化した時期である。経済産業省の統計(2003年6月まで)によると、2003年6月末に存続していた「日本企業が所有する海外現地法人」3,611社の設立・資本参加時期を5年単位で分類した場合、「1991年～1995年」が28.2%で最も多い。中でも最多の1995年には360社。ほぼ1日1社の計算である。続く「1996年～2000年」は17.8%であり、この10年間で、2003年6月末に存続していた海外現地法人3,611社の46%が設立したことになる。また、遡ってみると、「1986年～1990年」は25.1%。これは「1991年～1995年」に次ぐ多さであり、1990年代と合わせると70%を超える。20世紀最後の15年間に日本企業の海外進出が急激に進んだわけであり、国内経済、国内労働市場への影響も当然、大きかったと考えられる。

「第3期」は、その後2003年までの期間である。国際社会を見ればこの期間は、2001年9月11日のニューヨークでの対米国同時多発テロ攻撃や、同年10月7日(日本時間8日未明)に始まった米国によるアフガニスタン報復攻撃、さらに2003年3月

(5) 以下、第二次基本計画と呼ぶ。

20日には米英政府とその同盟国が国連決議なしでイラク侵略戦争を開始したなど、世界の秩序が最も大きく乱された期間の1つであると言える。また、日本と国際社会の関わりに関して言えば、2003年は、ちょうど20年前の1983年に中曽根首相（当時）が提案した「留学生受け入れ10万人計画」が達成された年であり、また、自衛隊派兵の問題が最も議論された年でもある。

3. 「外国人」という単語の機能分類と利用状況

「外国人」という単語は、一般には名詞として機能するものである。しかし、今回取り上げた会議録では、修飾語として機能する場合の方が明らかに多いことが判明した。そこで、まず、修飾語としての「外国人」がどのように使われているかを知るために、修飾する名詞に注目する。

次に、名詞として機能する場合には、どのような修飾語が付いているかを明らかにする。これによって、「外国人」が何と関連づけて認識され語られているかを明確にできると考える。また、呼称方法としてどのような呼び方があるのかにも注目する。

3.1 修飾語としての「外国人」

修飾語としての「外国人」は様々な形で用いられているが、大きく2つに分類することが可能である。1つは、「外国人」という修飾語の後に特定の職業または資格を持つ「ひと」「人物」に当たる言葉が続くものである。例えば、「外国人記者」のように、職業を示し、かつ、その人は「外国人」であることを意味する場合である。もう1つは、「ひと」「人物」以外の他の名詞を修飾する場合である。例えば、「外国人学校」「外国人大学」「外国人問題」などである。

以下、この2つの分類に従い、どのような検索結果が出たかを概説する。「ひと」「人物」を修飾する

場合については、「大学・学校関連」「労働関連」「少数者関連」「観光・メディア関連」と別々にまとめた。

3.1.1 大学・学校関連

学校関連の「ひと」を修飾する語としての「外国人」は、「講師、研修生、留学生、学生、子女、児童生徒」の前に使用されていた。括弧内は、その言葉が使用された年と、その該当した検索件数（つまり、使用された会議日程数）である（以下同様）。

外国人講師	87年、91年（2回）、96年（2回）、02年 ⁽⁶⁾ [計4件：計4発言者：計6回]
外国人研修生 ⁽⁷⁾	88年 [計1件：計1発言者：計1回]
外国人留学生	89年（2回）、02年（計2件：5回） [計2件：計2発言者：計7回]
外国人学生	89年、97年 [計2件：計2回]
外国人生徒	92年、01年、03年 [計3件：計3回]
外国人子女	91年（5回）、92年、93年（2人：3回）、95年、96年（2人：2回）、01年、03年（5回） [計7件：計9発言者：計18回]
外国人児童生徒	91年、92年（3回）、93年、95年（4回）、96年、98年、99年、01年（2人：11回）、03年 [計9件：計10発言者：計24回]

「外国人講師」という呼称は、次に引用する発言によれば、1987年（「第一期」バブル期）から使われはじめたようである。

「英語圏からの外国人講師の招致は、昭和53年（1978）⁽⁸⁾の英国人英語指導員の導入から始まり、文部省とフルブライト委員会との共同事業、米国英語指導助手MEFを経まして、昭和62年（1987）⁽⁹⁾、我が国の輸出好調に伴う黒字削減の一環として外国人講師招致の枠を大幅にふやすことが計画され、語学指導等を行う外国青年招致事業すなわちJETプログラムに衣がえ、当初は英語指導助手AETと呼ばれていましたが、現在

(6) 年の直後に発言者数が記されていないのは、その年の発言者数が1人であったことを意味する。年の直後に(x件)とあるのは、検索にかかったその年の定例会がx個あったことを意味する。(x人)は、発言者がx人であることを、(x回)は、発言の中での使用回数、また、(計x回)は、対象としたすべての定例会でその用語が発話された通算の数を意味する。発言者の数が特に指定されていない場合は、発言者数は件数と同数である。

(7) 研修生は、後述する「学校関連」にも該当すると言えよう。

(8) ()内の情報は筆者がより良い理解のために追加。

(9) ()内の情報は筆者がより良い理解のために追加。

では外国語指導助手 ALT と呼称されています。」
(1996年3月15日9号 - 清水克実議員)

この発言からは、当初は「英語指導教員」「米国人英語指導助手」などの制度が設けられ、それが英語以外の言語にも拡大し ALT となったことが分かる。ALT をはじめこれらの「教員」「指導助手」などに採用されるには、基本的には教員資格が不問とされており、特定言語のネイティブであることが条件となっている。その後、2002年になって、「無免許の外国人講師」が英語会話の授業を担当していたことが問題視され、県議会で審議された。

県議会で「外国人研修生」という呼称が使用されたのは1988年の1件である。当時は政府（国）が研修生の受け入れを検討し、翌年の入管法改正に向けた作業が進んでいた時期で、

「……国際間の人的交流のあり方を考える際には、技術移転を通じた相手国の経済、社会発展への貢献についても配慮することが望ましく、その意味で、相手国で必要とされる人材の育成への協力を進めることが求められる……」

との報告が、滋賀県議会でも当時の労働部長、上原恵美によってなされた。

「外国人留学生の支援事業」が議会で審議されていた時期でもあり、「外国人」という修飾語も当時は、まがりなりにも「国際交流」「社会発展への貢献」などと好意的な文脈で扱われていたようである。ところが、「外国人留学生」という呼称が13年ぶりに使われた2002年には、状況はかなり変化していた。ハイテク犯罪に対する対応と取り締まりについて生活安全部長が回答する際に、インターネット上で起きている様々な事件を挙げた直後、「外国人留学生の不正アクセス禁止法違反事件」を検挙している、という流れで使われたのである。このような文脈での使用は、「外国人留学生」が列挙された他の様々な事件にも関わっているような印象を強く与える。「第二期」以降、「外国人」という修飾語が消極的な文脈で使用されるケースが他の分野でも増えているのだが、これはその一例と言える。

「外国人学生」という呼称は、「外国人講師」と同様な場面で、英語圏出身者を指す文脈で使用されている。一方、「外国人子女」「外国人児童生徒」という呼称が指すのは、多くの場合、次項で取りあげる「外国人労働者」すなわち就労するために来日した人々の子どもたちであり、同じく「外国人」と言っても、置かれた環境も状況も全く異なっている。「外国人子女」「外国人児童生徒」の状況については、早くも1991年には議会で言及され、取り組みが報告されている。しかし、計画的な受入政策・受入態勢が整っていないため、状況は改善されず、むしろ深刻化していった。2003年には、「外国人児童生徒」の日本語指導のあり方や受入態勢のあり方に加えて、高校進学の問題も取りあげられたが、県教委の答弁を読む限り、解決は遠いようである。

3.1.2 労働関連

労働関連の「ひと」を修飾する語としての「外国人」は、「労働者、就労者」の前に使用されている。

外国人労働者	88年、89年、90年（2件：3人：7回）、91年（2件：4人：13回）、92年（2件：6人：13回）、93年（2件：4人：11回）、94年、96年（6回）、97年、01年（2人：13回）、02年 [計15件：計25発言者：計68回]
外国人就労者	92年 [計1件：計1発言者：計1回]

「外国人労働者」は、初めて使用された1988年から2002年まで長年に渡り使われてきたことからわかるように、「移住労働者」の意味で定着している。

ちなみに、「移住労働者」という用語が使用されたことはないが、「移住者」は3件検索され、そのうち2件が「海外移住者」つまり「日系移民」を指す場合に使用されていた。1件は、1989年に、海外各国における滋賀県人会の問題点と次期県人会世界大会について知事への質問があったときである。滋賀県からの「移住者」が約1万3,500人であるとの報告の中で用いられた。もう1件は、2000年に滋賀県人会世界大会フランス大会での成果報告があったときである。その他の1件は、他府県から滋賀県に移転してきた人たちを指す場面で、「他府県の移住者」という形で使用された。これは、びわこ

空港の県財政への影響および需要予測についての議論の中で、空港が建設された場合の利用者としてどのような人を想定するかが問題にされた時に、用いられた。

以上により、すでに英語では定着している“migrant workers”（「移住労働者」）という語は、県議会の会議録を見る限り、定着していないどころかまったく使われてもいないことが明らかになった。

3.1.3 少数者関連

このグループには、特に何かの配慮が必要であると社会的に認知されていることが多いマイノリティに関連するものをまとめた。議論で取り上げられていたのは、「女性、障害者、高齢者、配偶者⁽¹⁰⁾」である。このうち「配偶者」を除いて、外国人の前に「在日」が用いられていた。

各語が使用された議論の内容を見てみよう。

「在日外国人女性」（92年、1件）は、エイズ対策についての質問で、エイズ患者の増加率問題が審議されたときに用いられた。このような取り上げ方自体が大きな問題だと考えるが、中でも特に健康福祉部長のコメントの内容は、後ほど詳しく説明する。

在日外国人女性	92年 [計1件：計1発言者：計1回]
在日外国人障害者	92年（2人：2回） [計1件：計2発言者：計2回]
在日外国人高齢者	96年、99年 [計2件：計2発言者：計2回]
外国人配偶者	02年（2人：5回） [計1件：計2発言者：計5回]

「在日外国人障害者」は、1992年に無年金救済が議論されたときに使用されたものである。この問題はその後、1993年、1995年、1996年と、在日外国人の年金問題関連として何度か審議されているが、「在日外国人障害者」という語は1993年以降使用されていない。

「在日外国人高齢者」は、まず1996年に、「96年（平成8年度）全国で初めて在日外国人高齢者、障害者を対象に福祉給付金支給事業を創設し、市町村の措

置を助成することとした」という発言の中で、障害者と並ぶ助成対象者として使用された。次の1999年の使用も、県単独の9事業の1つとして「在日外国人高齢者福祉給付金支給助成事業」が挙げられたときである。

「外国人配偶者」は、2002年に、外国人配偶者の住民票記載の推進が議論されたときに使用された。外国人配偶者が世帯主ではない場合、日本人の配偶者の住民票に、外国人配偶者の名前は事前に申し出がない限り明記されない、という問題が審議された場面である。

3.1.4 観光・メディア関連

観光とメディア関連を1つのグループにまとめたのは、県議会の議論の中では両者が直接に関連していることが本研究で明らかになったからである。議論で取り上げられる「外国人記者」「外国人マスコミ関係者」は外国人観光客誘致のための広報機関として主要な役割を果たすものと考えられ、かつ、それ以外のものとしては認識されていなかった。

もう1つ、今回、会議録の分析で明らかになったのは、短期滞在者としての観光客または旅行者は、滋賀県の観光振興と発展に役立つものとして大変期待されているということである。いくつか例を挙げると、1994年に、関西国際空港開港を契機とした観光面でのPRについて質問されたことがあった。また、1998年には、外国為替業務を完全自由化することによって、外国人観光客の利便性が向上し、

外国人観光客	94年（2件：2人：5回）、98年（3件：3人：5回）、01年（4件：5人：9回）、02年（2件：3人：4回）、03年（2件：2人：2回） [計13件：計15発言者：計25回]
外国人旅行者	01年（2件：3人：4回） [計2件：計3発言者：計4回]
外国人記者	88年、01年 [計2件：計2発言者：計2回]
外国人ジャーナリスト	90年 [計1件：計1発言者：計1回]
外国人マスコミ関係者	98年 [計1件：計1発言者：計1回]

(10) 配偶者は通常、必ずしも少数者、またはマイノリティに関連しているとは言えない。しかし、「外国人」の場合、在留資格の関係で弱い立場に置かれている人々と関連していることが多く、この項に含めた。

その増加が期待できるとの発言があった他、外国人観光客誘致策が議論されている。滋賀県議会において、外国人観光客の増加は望ましいことであるとされているのである。

メディアに関して言えば、記者、報道関係者が本来果たすべき役割を、外国人記者に対しては期待もしていないし危惧も持っていないことは、特徴的であった。行政関係者および県会議員にとって、メディア関係者の多くは広報関連の役割を果たしてくれるものだ、との認識が、会議録からは強く感じられた。これにはやはり、日本独特の記者クラブ制度が影響していると思われる。外国の報道機関やフリーランスの外国人記者は記者クラブに参加できないため、官公署内での共同記者会見に出席できないなど、取材活動のあり方が日本の報道機関の場合とはかなり異なっている。「外国人記者」は必要に応じて広報部のように使うものだという認識は、日本のメディアのあり方そのものを物語っていると言える。

「外国人」という言葉は使用されなかったものの、例外的に海外メディアが意識され、話題になり、議会上に取り上げられたことがある。それは、2002年9月の定例会で、「朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致事件の全容解明を求める意見書（案）」が提出されたときである。このときには、海外メディアでも取り上げられた情報について詳しい報告があった。

「外国人ジャーナリスト」は、1990年、財団法人滋賀県国際友好親善協会の10周年記念行事での基調講演「外国人ジャーナリストの見た現代日本」について、「共同通信社の若いアメリカ女性で首相官邸記者が素直な目を見た日本の幾つかの不可解な印象などが語られました」という報告がなされたときに使用された。

3.1.5 その他の名詞

「外国人」が修飾する「ひと」「人物」以外の名詞は、「外国人学校」「外国人大学」など教育関連の名詞と、短期滞在者を除く在日外国人全体に直接関係する制度に関する名詞とに分類できる。

まず、学校関連では、1990年代前半に話題になっていた、地方自治体としての在日外国人に係る問題

への取り組みに関して、1993年、知事が、大変答えにくいと返答している一方で、県単独で「在日外国人学校」の運営費等に助成措置を講じていると報告している。

外国人学校	93年（2人：2回）、03年 [計2件：計3発言者：計3回]
外国人大学	92年 [計1件：計1発言者：計1回]

「外国人大学」は、1992年に、ミシガン州立大学連合日本センターに対する運営支援について議会で問われた場面で取り上げられている。滋賀県は当時、同センターに財政支援をしており、知事は「こうした滋賀県とミシガン州との共同事業について実施していく上での緊急避難的な支援要請にこたえようとするもの」と答えている。

「公の支配と公金の支出についてであります、憲法第89条につきましてはいろいろの解釈があり、公の支配の程度についても厳格に解さず、立法目的や社会的現実から財政援助をなす限度で不当利用がないよう指導監督する程度で足りるという説が私学振興助成法においてもとられているものであると承知をいたしております。こうした考え方に立つならば、ミシガン州立大学連合日本センターは、両県州の知事の協定に基づき設置され、そのプログラム等についても合意された内容で運営されており、その範囲で公の支配に属しているものと理解をいたしております。また、今後資金を貸し付けるなり補助をしていく場合でも、それが適正に運用されるよう必要な条件を付していくこととしておりますので、公の支配の程度は足りると考えられ、憲法89条後段に抵触するものではないと存じております。」（1992年3月4日、滋賀県稲葉稔知事の答弁）

ここでは「外国人大学」への支援が表明されているわけだが、一括りに「外国人」教育機関・施設と言っても、民族によって扱いが大きく違うことが、会議録からは明らかである。たとえば「朝鮮学校」は、「外

国人学校」としては会議録に登場していないものの、県議会で幾度も議題に上っている。一例を挙げると、1990年には、朝鮮学校在学生に対するJR通学定期券割引率の割高運賃が問題にされた。学校法人滋賀朝鮮学園朝鮮人学校は各種学校として認可されているため、そこに通う児童・生徒は、JRを利用する際、大人並みの通学定期代を取られていることが問題視されたのである。

同じ県でも、これほど大きな助成の違い、支援の違いがあるのである。一括りに「外国人」と呼ぶことには大きな問題があると言わざるを得ない。

外国人登録	91年（3件：3人：3回）、92年（3人：6回）、93年（3件：4人：4回）、95年（1人：2回）、96年（2件：2人：4回）、97年、98年、99年（4件：4人：4回）、00年（1人：3回）、01年、02年（2人：4回）、03年（2件：3人：4回） [計21件：計26発言者：計37回]
外国人登録証	93年、02年 [計2件：計2発言者：計2回]
外国人対策	93年（2件：2人：2回）、94年 [計3件：計3発言者：計3回]

3.1.6 補足説明

次に、「外国人」を取り巻く制度関連の用語に関して会議録の分析に入る前に、理解に資するための簡単な背景説明をしておく。

第2次世界大戦後、朝鮮戦争最中の1952年4月19日、日本の旧植民地出身者は、一片の通達によって日本国籍を失った。さらに同月28日にはサンフランシスコ講和条約が発効され、旧植民地出身者は外国人として管理される対象となった。同日に外国人登録法が公布され、旧植民地出身者をはじめとする外国人は、外国人登録証の常時携帯義務を、刑事罰をもって課されることになった。1999年、特別永住者は刑事罰の対象から除かれ民事上の秩序罰である過料が課されることになったが、他の外国人はやはり刑事罰の対象のまま。そのため、旧植民地出身者は何世代にも渡り、また、短期滞在者など一部の外国人を除く他の在日外国人も、ある種の緊張感を持って生活することを強いられてきた。このことを一般の日本国民はどのくらい認識しているのだろうか。

滋賀県議会でも1993年には、「外国人登録証」の常時携帯義務の問題が審議されている。

「外国人登録」で検索すると、1990年代以降、21件という結果が出たが、その多くは外国人人口に関連して使われていた。「外国人」には住民票の代わりに外国人登録原票があり、外国人登録者数が、その地域に在住する外国人の数を知らするための資料になるのである。

3.2 名詞としての「外国人」

ここでは、「外国人」が名詞として使用された事例を分析する。これは「外国人」という呼称の是非とも関連する。

日本の国籍法は血統主義を基本にしてきたため、日本人と血のつながりがない限り、「外国人」と一括りにされてしまう傾向がある。そのため、例えば、旧植民地出身者とその他の「外国人」の置かれた状況を一まとめにして論ずることは不可能であろう。常に「外国人」が付きまとうこと、「外国人」とひとまとめにされることに多くの不満がある。そこで、「日本人」ではなく「外国人」と呼ぶとしても、それなりの呼称が求められる背景にもなる。

「外国人」と一言で言っても、その背景は歴史的にも文化的にも多様で複雑である。そこで、さまざまな背景や諸事情を考慮したうえで、名詞の前に何かの修飾語がつくことが多い。

例えば、旧植民地出身者とその他の「外国人」の置かれた状況を一まとめにして論ずることは不可能であるし、そのように扱われることに不満を表明する者も多い。そのため、「外国人」だけではない、背景を含む簡単な呼称、または全員が納得できる呼称が求められるのだが、これはなかなか難しい問題である。各々を表す誰もが納得できる適切な呼称がないことが、さらに困難な状況を生み出しており、当事者、関係者は複雑な状況に置かれている。しかし、一般の日本国民にはそのような状況があることさえ知られていないし理解されていないのは、言うまでもない。

そのような状況下で定着しつつある呼称の1つが、在留資格による呼称である。例えば、日本滞在が許される期間の長さが在留資格名になってい

る「永住者」がその一例である。また、滞在期間による資格名だが、実体は必ずしも資格名通りの意味を持っていない「定住者」も同様である。そもそも在留資格は、あまり明確ではない基準と裁量判断によって定められる部分があるので、ある「外国人」が持つ在留資格名が意味するものが、その者が実際に日本で行う活動内容とは違う場合がある。

「定住者」資格を例にして説明しよう。「定住者」資格は、「法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者」⁽¹¹⁾が取得できる資格の1つである。つまり、「定住」という在留期間によるものであるが、その資格を取得する者すべてが「定住」の意志を持っているわけではない。また、日系二世の在日ブラジル人の場合、3年間の在留期限の「日本人の配偶者等」という資格を取得するケースが多いのだが、その一方で、彼・彼女らの日系ではない配偶者、またはその子孫の日系三世は、1年間の在留期限の「定住者」という資格を取得することが多い。その結果、例えば就労のため来日しているブラジル人は、「日本人の配偶者等」「定住者」という資格のおかげで、労働時間や職種については無制限に就労できるものの、彼・彼女らの在留資格名は労働資格を直接には意味しないものとなっている。このような実態と在留資格との乖離が、社会保障等の面で多くの問題を生んでいる。

3.2.1 在留資格・滞在期間関連

在留資格のうち「永住者」は、現在では「特別永住者」と「一般永住者」の2つに分類されている。旧植民地出身者であれば「特別永住者」であり、その他の「永住者」は「一般永住者」資格を取得することになる。そのため、「特別永住者」「一般永住者」という呼称は、歴史的・社会的背景を含めた呼称として、選択肢になりうる。実際、本研究の参考資料の中でも、「永住者」「特別永住者」と区別しながら使用されている。

次の表は、「在留資格」と「在留期間」関連の修飾語が名詞としての「外国人」に付けられた形で、会議録に現れた年と件数の一覧である。

定住外国人 (地方参政権)	95年、99年(2件:3人:3回) [計3件:計4発言者:計4回]
永住外国人	99年(2件:3人:4回)、00年(6件:11人:22回)、01年(4件:8人:9回)、02年(5件:9人:14回)、03年 [計18件:計32発言者:計50回]
在留外国人	93年(2件:4人:12回)、96年 [計3件:計5発言者:計13回]
残留外国人	93年(2件:3人:4回)、97年 [計3件:計4発言者:計5回]

「在留外国人」は、厳密には資格名によって修飾されたものではないが、日本に在留する外国人ということで、滞在期間関連のものである。「永住」とは対照的に「一時的な滞在」の意味を持っている。そのため、議事録での「在留外国人」には「永住者」は含まれない。1993年2月定例会の大林清議員の次の発言にそれがよく表れている。

「これら在留外国人の多くは、言葉や風俗、習慣の違いから、日常生活や就労の場において困難があり、適切にコミュニケーションが図られるよう、各種情報を掲載した外国人向けガイドブック、生活編、労働編、警察編、それぞれ英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語の4カ国語で計1万冊を作成されているところであります。」(1993年3月4日-3号-大林清議員)

なお、「在留外国人」「残留外国人」は滞在期間関連の呼称ではあるが、その一時性のためか、否定的な意味を持って使用されることが少なくなかった。これについては、次項以下で詳しく分析する。

3.2.2 呼称関連

「外国人」の呼称には様々なものがある。ここではまず、議事録に表れた呼称のうち、次表にまとめた3つについてコメントをする。

県議会の会議録では、上述のように旧植民地出身者を「特別永住者」と呼ぶことが何度かあった一方、それ以外の「外国人」を指すために「一般外国人」

(11) 在留資格の一覧とその説明に関しては、入管協会(1998)参照。「日本人配偶者」「定住者」に関してはそのP36-37参照。

一般外国人	90年 [計1件：計1発言者：計1回]
日系外国人	92年（1人：2回）、93年（2人：5回） [計2件：計3発言者：計7回]
在日外国人	92年（2件：3人：6回）、93年（3件：7人：22回）、95年（2人：8回）、96年（2人：6回）、99年（3件：4人：4回）、00年、02年（3件：3人：3回） [計14件：計22発言者：計50回]

という呼称が用いられた場面が、1件だけだが、1990年にあった。これは「入管特例法」の施行(1991年11月1日)で「特別永住資格」が設けられる前年のことであり、同法の制定論議の影響があったのではないかと推察される。

「日本人配偶者等」という在留資格があるが、その多くは日本人と血のつながりのある人たちである。「中国帰国者」と呼ばれる人々の二世たちは、この在留資格を取得していることが多い。また、「中国帰国者」二世たちとはまったく違う文化的・歴史的背景を持っているのだが、いわゆる「日系人」と呼ばれる人たちの中でも日系二世以降の多くも、やはりこの資格を取得している。

「日系人」の場合、遺伝的には「日本人」と血のつながりがあるとしても、生まれ育った環境は南米である。日系社会との関係がまったくない状況で育った者も少なくなく、そういう「日系人」は、二重国籍保持者でない限り、自国から出て異国を訪れた瞬間、文化的にも法的にも「外国人」となる。日本に来たからと言って「日本人」になるわけではない。

しかし、1990年の入管法改正では、「日本人」との血のつながりを理由に他の「外国人」とは区別して、「日本人配偶者等」という、就労制限のない優遇的な在留資格が創設された。1991年の大林清議員の以下の発言にも、「日系人」は特別な「外国人」であるという認識、そして、少し複雑な期待感とが明らかにわかる。(以下、下線とゴシック部分は筆者による。)

「近年、ブラジル、ペルーを初め南米諸国から日系人の我が国での就労が急増し、その数は既に10万人を超えていると言われております。これ

ら日系人の多くは、今世紀前半に我が国から新天地を求めて南米諸国へ移住した人々の子孫であり、経済的な問題のほかに、父母、祖父母の祖国である日本の文化、習慣に接することにも大きな期待を持っておられます。また、日本での就労を通じて身につけた技術を母国の発展に生かすことも可能であります。

こうした点を考えますと、働きに来られる日系人の方々を単なる労働者と考えるのではなく、同胞として温かく迎え入れることが必要だと考えます。特に2世、3世といった今後の母国の担い手となる方々に日本に対する理解を深めてもらうことは、国際協調の面からも大変重要なことであると考えます。(1991年12月6日3号 - 大林清議員)

「日系人」に対して「同胞」であるとの認識を持つ人も1991年にはいたことが、この発言から明らかである。

また、「日本語が話せる」「日本文化・日本の生活習慣を知っている」などという期待感があったことも、当時の商工労働部長の以下の答弁によく表れている。

「これら日系人に係る住居や通勤手段、社会保険の加入等につきましては、ほとんど雇い入れ企業で適正に対処されておりますし、言葉の問題につきましても、日本語を話せる者も多いようですが、専任の通訳を会社内やアパート等にも置いて、意思の疎通を図っている企業もございます。こうしたことから、現在のところ、市町村や経済団体等に、生活習慣の違い等によるトラブルや問題ありとしての相談、苦情等を持ち込まれている例はないと聞いております。外国人労働者につきましては、商工労働部としましても、従来から関係機関と連携しながら、事業主や関係団体等に対しまして、外国人の適正な雇い入れおよび不法就労の防止を中心に啓発活動を行ってきたところでございます。」(1991年6月28日2号 - 商工労働部長高井八良)

これらの発言と認識の背景には、「日系人」であれば、生まれ育ちに關係なく、日本文化・日本社会になじむことは難しくはないであろうとの予想があったと思われる。しかし、やがて、1992年の知事の次の発言に見られるように、当初の予想とは違う側面が、少しずつ浮き彫りになってくる。

「中南米出身の日系人を中心に急増いたしております。しかし、これらの人々の多くは、言語や風俗あるいは習慣等の違いから、本県での日常生活や就労面等深いかかわりの中で少なからず困難に直面しておりますほか、地域社会とのあつれきも生じてきております。」(1992年3月3日3号-知事公室長上木徹)

このような流れを踏まえると、1993年に大林清議員が次の発言の中で使用した「日系外国人」とは、「日系人」の中にある複雑な要素を認識したうえで
の呼称ではないかと思われる。

「日系外国人の入国者数や我が国就労者数については、正確な把握は困難とされていますが、外務省のビザ発給者数等による推計値で見ると、昭和63年の約8,450人から平成3年には約14万8,700人へと3年間で17倍以上に増加しています。」(1993年3月4日3号-大林清議員)

同じ年には、教育長も、下記の通りに「日系外国人」との呼称を使用している。やはり同じ流れを受けてのことと思われる。問題は、「日系外国人」をどのように定義するかは難しい、ということである。

「日系外国人を中心とした外国人労働者の増加に伴い、本県におきまして、日本語指導の必要な児童生徒が平成3年度から急にふえまして、平成5年1月の調査によりますと、公立小中学校に在籍する該当児童生徒は178人でありまして、この4月には200人程度になるものと見込んでおります。」(1993年3月4日3号-教育長高井八良)

この発言については、教育長が「日本語指導の必要な児童生徒」の数を挙げていることを確認しておきたい。「日系外国人」で始まる発言だが、ここで挙げられた「日本語指導の必要な児童生徒」は、必ずしも「日系」とは限らないのである。

たとえ「日系人」とそうではない子どもを何かの方法で区別することができたとしても、区別することに格段の意味はない。太田(2001)が指摘しているように、子どもに関するいくつかの問題の中でも最も深刻なものの一つは、「日本語指導が必要」と言いながらも、「どの程度日本語がわかるようになれば日本語指導の必要性がなくなる」とするのか、基準が不明確だという点である。この基準がはっきりしない限り、現実的・実践的なカリキュラムを作成することはできず、子どもたちの現状は改善されない。これは「日系」であろうとなかろうと同じなのである。

「在日外国人」は、以前は、議事録の中では、旧植民地出身者の多くを占める「在日韓国・朝鮮人」を指すことが多かったが、今日では違う。(ア)旧植民地出身者のみを指している場合、(イ)旧植民地出身者を除く他の外国人のみを指している場合、(ウ)両者を含む呼称として使用されている場合、(エ)特定の条件を満たすグループを指している場合、があり、どの人々を指しているかは個々の文脈で判断する必要がある。

例えば、1992年2月定例会での川口東洋議員の次の発言は、明らかに(ア)の場合であり、旧植民地出身者のみを想定している。

「……同じ障害者でありながら保障のない在日外国人の方々の生活は、それはまことに大変であります。内外人平等と外国人の人権保障をうたう国際人権規約の当事者として、また在日外国人の歴史的背景を考えたとき、人道的にも放置できることではありません。」(1992年3月9日6号-川口東洋議員)

同年の中島敏議員の次の発言では、同じ「在日外国人」という呼称が(イ)の事例であると考えられる。

旧植民地出身者は少子高齢化が進み、年々減少しており、増加していると言えるのは、その他の外国人だからである。

「近年、在日外国人の増加は目をみはるものがあります。本年8月、法務省入国管理局の統計によりますと、外国人の登録総数は約128万人、我が国の総人口の1%を超えました。」(1992年12月7日2号 - 中島敏議員)

やはり同年の、中島敏議員による「在日外国人に係る問題について」の質問に対する稲葉稔知事の次の答弁は、旧植民地出身者の「参政権」問題と、すべての外国人に関係する外国人登録制度とに触れている。つまり、(ウ)の事例である。

「次に、在日外国人に係る問題についてであります。率直に申し上げまして、地方自治体としては大変お答えしにくい問題であります。御質問にありました外国人登録制度における登録証の常時携帯義務を初め、地方選挙における参政権、公務員への採用制限等につきましては、法律や政府見解によって、国の方針として一定の制約がなされており、これに対してさまざまな意見があることは私も承知をいたしておりますが、私どもだけで対応することができないのが実態であります。」(1992年12月7日2号 - 稲葉稔知事)

2002年の桐山ヒサ子議員の次の発言は、「在日外国人」を、「永住者」の資格を持っている人に限定していることが明らかであり、(エ)の事例と言えよう。

「同時に出されている民団滋賀県地方本部の陳情にも、住民税など納税義務を履行し、住民としての義務を日本人と同様に果たしているが、地方選挙への道はまだ開かれていない。永住外国人の地方選挙権付与法案が早期成立するよう、国に認めてほしい旨述べられているように、県議会の意見を上げることです。住んでいる地方

自治体への社会参加を保障することは、それぞれの民族の独立や歴史を尊重していくことと何ら矛盾するものではないと考えます。3年に及ぶ継続期間中で、全県50市町村すべてで議決され、かつ、今回行われる米原町の市町村合併に関する住民投票条例では、在日外国人の投票を求める画期的なものになっており、全国から注目されています。」(2002年3月22日12号 - 桐山ヒサ子議員)

「在日外国人」で検索された14件すべてが、明らかに上記(ア)～(エ)のいずれかに当てはまるかと言うと、実は、はっきりとは分類できないものもあった。それについては、次項で、スケープゴートとして利用される「外国人」について分析する中で明らかにしたい。

3.2.3 スケープゴート、否定的なイメージ (ネガティブ・イメージ)

この項で取り上げるのは、グローバル化する社会が生み出した理不尽な対応の一つである。発展途上国に住む多くの人々は、一握りの恵まれた層の人々は別として、先進諸国や世界銀行、国際通貨基金等が推進する経済格差拡大の犠牲になっていく。その結果、自己達成できる機会と職とが少ない自国社会で生きることを諦め、生まれ育った故郷を離れての厳しい海外移住を選ばねばならぬまでに、選択肢が狭められていくケースが後を絶たない。

残念ながら、国際的な労働力移動や移民の背景にあるこのような根本構造と問題とは、なかなか問われない。特に受け入れ側社会は、彼・彼女らの安い労働力に依存し、その利益も享受しながら、その背景構造には無自覚である。外国人労働者の権利保障等はきわめて不十分なことが多く、現代の奴隷制ではないかとの声すら上がるほどだ。本項で取り上げるような、一般国民に排他的な感情を植え付けようとする議論はひとまず横におくとしても、現代の社会構造は、その結果において、弱い立場に置かれている人たちをさらに深刻な事態に追い込み、危険にさらし、犠牲にしている。

本項の分析を通じて、「外国人」の呼称問題のみにとどまらず、将来新たな犠牲者を生む深刻な事態を招く危険性を秘めた極めて危うい状況が、今すでに準備されていることを、明らかにしたい。

ここでまず想起してもらいたいのが、日本社会の過去の経験、すなわち、1923年に起きた関東大震災時に「朝鮮人が井戸に毒を入れた」というデマゴギーの結果、6000人と言われる主に朝鮮人が犠牲となった歴史的事実である。⁽¹²⁾このような悲惨な事態を二度と繰り返さないためには、しっかりと事実関係および事件の真相とを解明すると同時に、教訓として伝えていくことが必要だ。様々な研究が、「朝鮮人蜂起・来襲」を告げるデマが警察と軍隊によって流されたことを証明している⁽¹³⁾が、日本政府には今も真相解明に向けた動きはない。

ある社会的集団等に対する差別意識や偏見が植え付けられ、蓄積されていけば、いざという時に、関東大震災時と同様に、彼・彼女らの命を奪いかねない危険性がある。現在のように大量の情報が溢れた社会は当時と状況が違おうとしても、冷静かつ批判的に物事を見て考える力が教育の中で育まれているとは言えない現状では、差別の煽動はあまりにも危険だと言わざるを得ない。

会議録の中で「来日外国人」が使用された場面を分析していると、「外国人」の命を軽視しているかのような発言が少なくない。また、2000年4月9日の東京都知事による「三国人」発言に対して、再び無実の人々の命が奪われるのではないか、新たな犠牲者を繰り返し生み出そうとしているのではないかと、多くの人々が反発したのは記憶に新しい。⁽¹⁴⁾

今後、さらに少子高齢化が進む日本社会のあり方について、県議会ではどのような議論をし、どのような展望を持ち、どのような政策を進めようとしているのかが、本研究の目標の一つであった。しかし、この課題に関する議論を分析するうちに、県レベルにとどまらない構造と、少子高齢化対策にとどまらぬ問題とが見えてきた。「来日外国人」という警察

来日外国人 ⁽¹⁵⁾	93年(2人:5回)、94年(1人:8回)、96年(2件:3人:13回)、97年(4件:5人:21回)、99年(2件:3人:25回)、00年(2件:4人:16回)、01年(6件:7人:19回)、02年(5件:5人:11回)、03年(2件:4人:4回) [計25件:計34発言者:計122回]
来日外国人犯罪	96年、97年、99年、00年(2件)、01年(5回)、02年(3件) [計13件:計16発言者:計26回]
来日外国人問題	96年(2回)、97年(2回)、99年(2件:3人:5回)、00年、03年(2回) [計6件:計7発言者:計11回]

用語に過ぎない呼称が、議事録の中に過剰に表れているのである。

「来日外国人」の刑法犯検挙人員は最近10年間、おおむね横ばいであり、また、刑法犯全体の中でも2%程度に過ぎず、治安悪化の要因になっているとは言えない。これは、中島真一郎⁽¹⁶⁾が、他ならぬ警察庁発表等のデータを分析することで明らかにした事実である。中島はすでに2000年の時点で、警察庁の「来日外国人犯罪の急増」という見解は、データを意図的に多く見せた分析結果に基づくものであり、公正なものとは言えない、と指摘している。にもかかわらず、警察庁は、「外国人犯罪の増加」等を、今に至っても繰り返し強調し、マス・メディアを通して洪水のように報道させることで、「外国人」に対する事実に基づかないネガティブ・イメージを国民の間に植え付けようとしてきた。「治安悪化の原因としての外国人」「犯罪者あるいは犯罪者予備軍としての外国人」という幻想と偏見とを意図的かつ組織的に国民の中に植え付けようとしてきた、警察庁のこの試みが、一般の日本国民が「外国人」に対し抱く偏見や差別的な思いを強化してきたのではないかと、との疑いが濃厚になってきた。

以下の表では、「来日外国人」という呼称に注目していただきたい。「外国人」という語句が使用された中では「来日外国人」の検索数が25件と最も多く、1993年から2003年の10年間では、1995年

(12) 丹羽(2003)139-140 参照。

(13) 佐藤信行「序 排斥か共生か」『三国人 発言と在日外国人』参照。

(14) 「三国人」発言の背景とその意味は何かは、内海愛子、岡本雅享、木元茂夫、佐藤信行、中島真一郎(2000) 参照。

(15) 表1を参照。

(16) 中島(2000)、中島(2003)を参照。

と1998年を除く毎年、数回にわたって会議録に現れた。その25件の内訳を見ると、13件では、直後に「犯罪」という語句が付いて「来日外国人犯罪」となり、「来日外国人」が「犯罪」の修飾語となっていることが判明した。また、25件中の6件は、「来日外国人問題」となっていた。つまり、25件の内21件は、「来日外国人」が「犯罪」または「問題」を直接修飾する語として使用されていた。特に「来日外国人犯罪」という用法が本格的かつ頻繁に使われるようになったのは1996年以降だが、すでに1993年には、大林清議員が、「最近の警察白書によ

りますと、**来日外国人**による犯罪は年々増加の傾向にあり」と発言している。

さらに詳しく見たのが、下記の表1である。この表からは「来日外国人」という呼称について幾つかの点が明らかになった。

まず、議員が「来日外国人」という呼称を使用している場合、それは警察本部、刑事部関係者等に対し質問する場面で使用されているということである。

そもそも「来日外国人」とは、警察庁による定義で、日本に在留する外国人のうち『駐留米軍関係者』

【表1】「来日外国人」使用頻度と質問議員と説明員一覧

件数	年	定例会	日程	質問議員名	回数	説明員名	回数
1	1993	2月	3月4日-3号	大林清	3回	警察本部長(山田高廣)	2回
2	1994	2月	3月16日-9号	中島敏	—	防犯部長(平尾武詩)	8回
3	1996	2月	3月15日-9号	◎中島敏	1回	◎△警備部長(西川雅善)	11回
4	1996	9月	10月1日-4号	清水克実	—	警察本部長(鷺坂正)	1回
5	1997	2月	3月5日-3号	清水克実	1回	警察本部長(鷺坂正)	—
6	1997	6月	6月27日-2号	◎吉田清一	7回	◎△警察本部長(鷺坂正)	11回
7	1997	9月	9月26日-2号	富士谷英正	1回	警察本部長(鷺坂正)	—
8	1997	12月	12月5日-2号	清水克実	1回	警察本部長(鷺坂正)	—
9	1999	6月	6月25日-2号	△富士谷英正	6回	◎△警察本部長(荒木二郎)	16回
10	2000	6月	7月1日-3号	梅村正	—	△警察本部長(荒木二郎)	3回
11a	2000	9月	9月27日-3号	◎中嶋武嗣	4回	◎警察本部長(渡邊晃)	10回
11b	2000	9月	9月27日-3号	梅村正	—	△警察本部長(渡邊晃)	1回
12	2000	9月	9月28日-4号	◎清水克実	1回	警察本部長(渡邊晃)	—
13	2001	2月	2月23日-2号	世古正	—	◎警察本部長(渡邊晃)	1回
14	2001	2月	3月13日-9号	◎田島一成	1回	警察本部長(渡邊晃)	—
15	2001	6月	6月20日-3号	清水克実	1回	◎警察本部長(渡邊晃)	12回
16	2001	9月	9月21日-2号	富士谷英正	—	◎警察本部長(渡邊晃)	1回
17	2001	9月	10月5日-5号	森茂樹	1回	閉会中の継続審査および調査	—
18	2001	12月	12月6日-2号	三宅忠義	—	◎警察本部長(渡邊晃)	2回
19	2002	2月	2月22日-2号	小川暢保	—	◎警察本部長(井口斉)	1回
20	2002	2月	2月27日-3号	佐野高典	—	◎警察本部長(井口斉)	4回
21	2002	2月	3月12日-10号	世古正	—	◎刑事部長(松中隆治)	4回
22	2002	7月	7月23日-4号	梅村正	—	警察本部長(井口斉)	1回
23	2002	9月	10月16日-6号	清水克実	1回	閉会中の継続審査および調査	—
24	2003	2月	2月26日-3号	佐野高典	—	警察本部長(井口斉)	1回
25a	2003	2月	3月6日-8号	—	—	△警察本部長(井口斉)	1回
25b	2003	2月	3月6日-8号	清水克実	1回	△警備部長(山川年宏)	1回
				質問者使用数	30回	説明者使用数	92回

◎「来日外国人犯罪」を使用 △「来日外国人問題」を使用

と『定着居住者』（「特別永住者」「永住者」「永住者の配偶者等」の在留資格保有者）と『在留資格不明者』を除いた者を指す。この用語は、『警察白書』の他、『犯罪白書』（法務省法務総合研究所編）でも使用されている。この2つの白書が発行されると毎年、「来日外国人犯罪増加」という警察庁発表の見解が、警察庁内の記者クラブを通して一斉に全国の新聞、テレビなど、あらゆるメディア媒体でニュースになり、新聞には「来日外国人犯罪増加」の見出しが躍り、テレビでは特集番組が作られるような流れになっている。その影響力は果てしないものである。他の行政機関関係者が説明員として県議会に出席・答弁した場合には「来日外国人」という呼称が使用されていないことも、「来日外国人」が警察専用用語であることの証明と言えよう。

次に明らかになったのは、「来日外国人」という呼称が使用される場合、複数回、つまり繰り返し使用されることが多いということである。25件の内、同日になされた複数発言者の発言まで含めると、34人の発言者となる。その内15人は2回以上「来日外国人」を使用しており、全体の合計では120回「来日外国人」が使われ、一人の発言者が平均で3回も使用している計算になる。その中でも最多の例を一つ挙げると、1999年6月定例会での1回の発言で、警察本部長（当時）の荒木二郎は16回も使用している。修辞として複数回繰り返し使えば、事実を誇張し、ある一定のイメージを強調する効果が得られるのは、当然の結果である。

ここで、呼称の問題を少し横に置いて、まず「来日外国人の犯罪は本当に増加しているか」を確認しておく。会議録を読むと、「来日外国人」という呼称が使用されるたびに、次の諸点が共通の話題になっているのがわかる。

- ・来日外国人の犯罪が増加している。
- ・来日外国人犯罪が凶悪化している。
- ・不法滞在者は犯罪の温床である。
- ・来日外国人の犯罪率が高い。
- ・来日外国人の犯罪が凶悪化、組織化している。

これらの命題は警察庁がしきりに宣伝してきた見解に基づくものだが、事実に基づくものであるかという、そうではない。中島(2000)、中島(2003)は、警察庁等発表のデータをもとに分析を行ない、これらの見解が誇張された数字に基づくものだと結論づけている。⁽¹⁷⁾

しかし、たとえ警察庁の見解が正しいとしても、「来日外国人」などという国籍で分けた社会集団を設定して、その社会集団に関する犯罪データを集計・分析・公表するなどということ自体が、そこから生じうる人権侵害の重大性や差別助長の危険性を考えれば、けっして許されるものではない。これは関東大震災時の悲劇が如実に証明していることである。

生活レベルで考えても、「来日外国人の犯罪が増加している」などという言説が公的機関から発せられると、「外国人一般」が犯罪者ないし犯罪者予備軍であるとの認識が国民の間に植え付けられ、広まってしまふ。「外国人一般」に対する差別意識が煽られ、国民の敵意と警戒心が、「外国人」や「外国人らしく見える人たち」に向けられていく。中でも、特に弱い立場に置かれた子どもたちは、より一層の苦境に追い込まれていく。本研究者がフィールド・ワークを通して実際に見聞きし、体験してきた、「外国人」やその子どもたちの状況は、今既にそうなっているのである。そして、そもそも警察庁による上記のような見解公表は、日本政府も批准している「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」第4条c項で禁じられた「人種差別を助長し又は扇動する」行為にあたるとも考えられるのである。

そうであるにもかかわらず、事実に基づかない上記のような見解が、なぜ発表されつづけるのか。また、県議会における質問や答弁の中で具体的にどのように扱われているのか。具体例を挙げて分析してみよう。

「さきの6月県議会において、同僚の議員の質問に対するお答えの中にありましたが、来日外国人の犯罪が多様化かつ犯罪そのものを目的とし

(17) <http://www.geocities.jp/kumstak/intro.html> を参照。外国人に対する差別的な発言や呼称の問題、『警察白書』などのデータ操作の問題を詳しく分析しており、大変参考になる。

て来日する組織的なものがふえております。

ところで、神戸の高級ホテルにおいて一般人を巻き添えにした暴力団幹部殺人事件はまだ耳に新しいところではありますが、現在の捜査段階では確証がないにしても、頻発するけん銃発砲事件が、関連する広域指定暴力団の組織犯罪であることは想像に難しくないところであります。

……特に、この種事犯は所構わず敢行されるところから、一般市民が巻き添えになる可能性が極めて高いということであります。加えて、例えば少年犯罪がいかに凶悪であるとしても、それが偶発的かつ単発的であるのと異なり、この種犯罪は組織犯罪であり、組織の意志が反映される継続性のある犯罪であります。つまり、その組織が温存される限り、たとえ犯人個人が拘束、隔離されたとしても、その目的は継承され、犯罪は続行される可能性が明白であるところから、我々県民にとっては、怖いという表現がぴったりの極めて危険な犯罪ということであります。

もちろん、捜査上の要請と人権の尊重とが競合する場合であっても、人権や自由が尊重されるのは当然であります。あの凶悪無残なオウム教徒の取り締まりにも、人権の厚い壁があったと仄聞しているところでもあります。しかし、公共の安全のためには、個人の自由もある程度の制約や受忍義務があるということもまた民主主義の基本であります。その意味では、

ということを申し上げたいのであります。」(1997年9月26日2号-富士谷英正議員が県民生活の安全についての警察活動と住民パワーの協力についての質問に対して鷺坂正警察本部長の回答)

警察本部長の1997年のこの答弁では、「来日外国人の犯罪の多様化・組織化」があると短く述べた後で、「ところで」と話題転換し、「広域暴力団の組織犯罪」について語りはじめている。この2つの事象に直接の関連性はなく、「組織犯罪」という語句で強引に結びつけられたものだ。そしてそこからさらに、「民主主義の基本」にまで言及していく。

この答弁を要約すると、「来日外国人の犯罪の多様化・組織化」なる見解を枕詞として、それとは無

関係な事件を挙げ、「広域暴力団の組織犯罪」がもたらす脅威を訴え、さらにはその脅威に対処するために「取締強化」が必要であり、人権の制限があっても「公共の福祉」のために不可欠のものであり、国民はその制限を受忍しなければならない、それが「民主主義の基本」だ、と論じている。そこには、根拠があろうとなかろうと国民の不安を煽ることで、警察の権限強化を目指す意図があからさまに現れている。このような論説を日本国民が放置しつづければ、単に「外国人」への差別を煽り「外国人」の人権侵害につながるだけではなく、やがては日本国民自身の人権もが厳しく制限されることになるであろう。

同じく1997年に清水克実議員が、鷺坂正警察本部長に対し、警察本部庁舎の問題について質問したときの下記の発言も、「来日外国人」の犯罪率の増加などが事実に基づかないにもかかわらず、そのような事実があるかのごとき見解を警察庁が発表しつづけているのはなぜか、その理由を推知させるものである。

「本年は、神戸市や和歌山県で発生した小学生殺害事件を初め、奈良県月ヶ瀬村で発生した女子中学生殺害事件、市民を巻き添えにした暴力団幹部射殺事件など、近府県において重大事件が多発し、国民に大きな衝撃を与えたことは記憶に新しいところでもあります。

本県におきましても、幸い県警の迅速、的確な初動活動で早期に解決はしておりますものの、女子高校生がストーカーの被害に遭うといった事件や殺人で指名手配中の犯人による持凶器強盗事件が発生するなど、まさに一つ間違えば大事件へ発展したのではないと思われる極めて凶悪な事件が多発しております。

本県は、全国的にも人口急増に伴う都市化の進展が著しく、犯罪の量的増加や悪質、凶悪化に加えて、来日外国人による犯罪の増加や深刻化する少年非行問題、交通死亡事故の増加等、実に厳しい状況にあるものと認識しているところであります。こうした厳しい治安情勢の中で、県民が安心して暮らせる社会を築くため日々御

尽力いただいていることに対し、深く感謝を申し上げるとともに、一層の大きな期待を寄せるところであります。

ところで、私たち県民が日夜安心して暮らせるための拠点であり、治安維持のかなめである現警察本部庁舎につきましては、昭和37年に建設し、現在に至っておりますが、その建築構造上、老朽化や狭隘、機能不足が指摘をされるところであります。殊に耐震性の問題に関しましては、震度5の地震でも、揺れ方によっては危険であると仄聞しているところであります。県民の安全と治安を第一とし、災害発生時には真っ先に対策の中心とならなければならない警察本部庁舎がこのような状態でよいものか、大きな不安と危惧を感じるものであります。」(1997年12月5日2号-清水克実議員)

会議録の中にはこれと同様のパターンの談話が、この他にも数多く見られた。まず、国民の不安や恐怖を増幅させる事態の存在を、詳しく述べる。例えば、「オウム事件」のように社会的に大きな衝撃を与えた事件の事例を挙げ、それらと並列するように「来日外国人犯罪増加」の問題が取り上げられることが多かった。その後が続いて、例えば、この上記発言中の下線部分のように「ところで」などと話題を転換し、話の本題である「警察本部庁舎の問題」、つまり本部庁舎の建て替えのための予算請求、というように話がまとまるのである。同様の手法は、警察官増員などを請求する場面でも使われていた。

犯罪の加害者に頻りに結びつけて利用されるのは、以上述べた「来日外国人」という呼称だけではなく、各々の回数は少ないが、次表に挙げたように、様々な呼称が次々に使われている。1990年代初頭から、超過滞在者を指す呼称として「滞在許可の切れた残留外国人」「残留外国人」が使われており、「残留外国人」が使われた3件の内、2件は「不法」を付けた「不法残留外国人」という形で使われている。1997年以降は、「不良外国人」「不法外国人」という呼称が登場し、2003年現在の最新は「不

不法就労外国人	90年 [計1件：計1発言者：計1回]
残留外国人 (滞在許可の切れた残留外国人)	93年* (2件：3人：4回)、97年 [計3件：計4発言者：計5回]
不法残留外国人	93年、97年 [計2件：計2発言者：計2回]
不良外国人	97年、98年 (1人：2回)、99年 (2人：2回)、00年 (2件：2人：3回) [計5件：計6発言者：計8回]
不法外国人	01年 (1人：2回) [計1件：計1発言者：計2回]
不審外国人	03年 (1人：2回) [計1件：計1発言者：計2回]

* 発言者の2人は「不法残留外国人」ではなく「滞在許可の切れた残留外国人」と使用。

審外国人」である。

これらの呼称のうち、特に「不良外国人」のイメージがどういうものかは、静岡県警察本部(2000)の森哲朗のイラスト⁽¹⁸⁾が大変参考になる。



(18) 森哲朗のこれらのイラストは、静岡県警察本部(2000)の「はじめに」と裏表紙の内側の頁に掲載されたものである。

この冊子は、「不良外国人犯罪」と書かれた黒い雲が「ライジング・サン」の国の太陽を隠そうとするイラストで始まり、手をつないだ人たち（日本人）が地域安全を守り黒雲を消し去ることを示すイラストで締めくくられている。

「残留外国人」とは、外国人のみに関わる行政法規である「出入国管理及び難民認定法」に違反して、在留許可期間を超過して滞在している人々、つまりオーバーステイの状態になっている人々を指す呼称である。このような「超過滞在者」に対して「不法」という修飾語を付けて「不法残留外国人」と呼ぶことは、単なる行政法違反者に過ぎない「超過滞在者」と刑法犯を犯した犯罪者との違いを不透明にするような表現であり、危険である。このことは、「道路交通法」が行政法であることに照らし合わせても明らかであろう。「道路交通法」に違反した日本人を「不法日本人」と呼ぶことはない。

このように「外国人」として不利になる表現が使われているのは、ただの偶然とは考えにくい。例えば、「不法就労外国人」という呼称がある。「不法就労外国人」とは「外国人」が「不法就労」つまり在留資格で許された以外の形で就労していること、「資格外就労」者としての「外国人」を意味する。ところが、就労あるところには雇用があるにも関わらず、「不法」に雇用している「日本人」に対しては「不法雇用日本人」という呼称は使われないのである。「外国人」が抗議してくることは少ないので、スケープゴートにしやすいという考えが、これらの根底にあるように思えてならない。

以上、「犯罪者」と結び付けて警察権限強化のためのスケープゴートとして利用される「外国人」を見てきた。次に挙げる発言は、「外国人」が違う形で利用されたケースである。1992年に全国初の「国際交流地域連絡協議会」が、滋賀県愛知川署に設立されたのだが、その設立目的は「外国人の保護対策」であると言う。

「外国人の保護対策と地域住民の理解と協力を得るための対応についてでありますが、昨年の4

月に警察本部と各警察署に外国人問題検討委員会を設置し、不法滞在者の実態把握を初め、外国人による犯罪の予防や保護、入国、在留に関する犯罪の取り締まりなどの総合的な対策を講じているところであります。

また、その対策の一環として、全国でも初めての試みでありますが、昨年11月(1992)⁽¹⁹⁾に愛知川警察署管内で、外国人を雇用している企業、地元自治体および警察の三者が一体となって、外国人と地域住民の安全と平穏な生活を確保していくことを目的とした国際交流地域連絡協議会を設立し、これまでに外国人に対する安全指導と懇談会や交通安全教室等の保護対策の活動を活発に行っているところであります。

警察といたしましては、今後とも県民の理解を得ながら外国人の保護対策を進めるとともに、来日外国人にかかわる凶悪犯罪等の徹底した取り締まりを行うほか、法務省等の関係機関と連携を密にして、不法就労ブローカーの介在、旅券等の偽造が伴うような悪質事案に重点を置いた取り締まりを行ってまいる所存であります(1993年3月4日3号 - 警察本部長山田高廣)

警察本部長のこの発言によると、「国際交流地域連絡協議会」は、地元自治体、警察、企業が三者一体となって、外国人と地域住民の安全と平穏な生活を確保していくのが目的とのことだが、はたして本当にそうであろうか。と言うのも、この連絡協議会には当事者であるはずの「外国人」が構成員として含まれていない。「国際交流」と言いながらも、交流は三者一体となっている企業、地元自治体、警察のみの間だけで行なわれるのである。「外国人」が含まれるから「国際交流」と名前が付くのであれば、主人公ともなる「外国人」も参加するのが自然である。そうでないのは、「外国人保護」を謳いながらも、真の目的はやはり別のところにあるのではないか。例えば、「外国人」が関係するトラブルに警察や地元自治体、企業、地元の日本人が巻き込まれるのを防止することや、あるいは、既に見てきた例と同じ

(19) () 内の情報は筆者がより良い理解のために追加。

く、地元自治体や企業との関係を深めることで警察が自分たちの権限を強化することに、真の意図があるのではないか。そんな疑念が湧いてくる。この疑念が的外れであるとしても、少なくとも、「外国人」は主体的に参加できる地域住民とは認識されていないのは事実であろう。

関連する発言を見ていこう。1996年の警備部長の次の発言でも、「外国人」の「被害者」としての側面が考慮され、被害に遭うかも知れない対象としての立場が取り上げられている。

「……来日外国人問題を地域全体の問題ととらえまして、外国人を雇用しておる企業、地元自治体、警察、この3者が一体となって、不法就労防止のための環境づくりと外国人が犯罪や事故などの被害に遭わないよう、その生活の安全を確保することを目的としております。」(1996年3月15日9号 - 警備部長西川雅善)

次の発言からは、愛知川警察署に続き、他の自治体にも次々と「国際交流地域連絡協議会」と同様な組織が設置されてきたことがわかる。また、「外国人」の「被疑者」としての側面と並んで「被害者」としての側面も取り上げられている。

「昨日(1995年)⁽²⁰⁾、八日市署管内において八日市・神崎外国人地域連絡協議会が発足いたしました。今津署においても同日設立され、両署のお取り組みに対し、敬意を表するものであります。平成4年(1992年)⁽²¹⁾11月に愛知川署による設立以来、県内15署のうち7署で設立されたわけですが、平成5年(1993)⁽²²⁾2月議会における大林議員の質問で、時の山田本部長は愛知川署のこの取り組みに対し、管内の企業、自治体、警察の3者が一体となって、外国人と地域住民の安全と平穏な生活を確保していくことを目的とした国際交流地域連絡協議会を設立し、活発な活動を行っているところであると答弁されておられ

ます。また、同じく上野議員の質問に対し、時の水谷警備部長は、管内の在留外国人が急増し、外国人が被疑者、被害者となる事件、事故が増加してきたため、企業、自治体に働きかけた、その運営については、懇親会などの交流、日常生活ルールの説明指導、警察および行政、自治体への理解、活動経費については会員企業の会費と地元自治体からの賛助金で運営と答えられておりますが、これらの御答弁を参考に幾つかの質問をいたします。」(1996年3月15日9号 - 中島敏議員)

愛知川署で「国際交流地域連絡協議会」が設立されて以降のこれらの発言だけを見ると、「外国人」は「犯罪加害者」よりも「被害者」として認識されるようになったかのように見える。だが、次に挙げる1996年の中島敏議員の発言にあるように、そうではない。また、「外国人」は相変わらず「地域連絡協議会」の活動に主体的に参加する存在として認識されていないことが、同発言への警備部長の答弁から読み取れる。

「私は外国人登録者また就労者と犯罪とを短絡に結びつけるのは大変危険であると思いますが、しかし現実として、凶悪犯、薬物犯に関しては不法残留者の犯罪率が高いということからも、また合法就労者を守るためにも、不法就労者に対してはしっかりとした取り締まりを行っていただかなければならないと思うものですが、昨今の来日外国人犯罪の状況もあわせて問うものであります。」(1996-3-15-9号 - 中島敏議員)

「また、この協議会におきましては、生活の安全を確保する運動、不法就労防止のための指導啓発活動などを中心として、例えば、外国人に対する交通安全教室、入国審査官による講習会、あるいは国際交流サッカー大会などに取り組んでおります。その成果としましては、来日外国

(20) ()内の情報は筆者がより良い理解のために追加。

(21) ()内の情報は筆者がより良い理解のために追加。

(22) ()内の情報は筆者がより良い理解のために追加。

人の方々から、日本の交通ルールがよくわかった、事故や事件に遭ったときの対応に自信がいたとか、また地元企業の方々からも外国人の雇用に関する問題点を正しくとらえることができたなどの評価を得ているところでもあります。」(1996年3月15日9号-中島議員への西川雅善警備部長の回答)

この回答から見えてくる「外国人」の姿は、企業、地元自治体、警察が「三者一体」で企画したイベントのある種の「飾りもの」であり、あるいは、「イベントの主役のように見せ掛けられる」が実際は企画された通りに踊っている「マリオネット」のようなものである。このように厳しく批判するのは、警察は、「外国人の保護対策」として交通安全教室や講習会、サッカー大会など一過性のイベントを開くことはあっても、「外国人」が抱えている問題などを解決するために多言語での相談窓口・電話相談窓口を設けるなど、「外国人」の実質的な保護につながる施策は実現しようとしなからである。

最後に「外国人女性」に関する発言について触れておきたい。以下は、1992年3月4日の、エイズについての白倉一路議員の質問と、それに対する前川利夫健康福祉部長の答弁である。

「その第1番目に、人と自然がともに生きる近江の創造を提唱されました。時に自然は人に厳しい試練を与えることがあります。その1つがエイズの出現ではないでしょうか。日本では、今後出生率の減少により人口の増加は頭打ちになります。地球的規模では、急増する人口増加等による食糧危機がいずれ大きな問題になってくると思われます。エイズは地球を滅ぼすか、はたまた地球を救うのか、これは極めてシニカルな言葉でありますが、地球を救うのは人類の英知であり、人間の本当の優しさによるべきであらうし、もちろん決してエイズに頼るべきではない。そこで私は、この地球を滅ぼす可能性のあるエイズの問題等を取り上げたいと思います。

……初め、この病気は同性愛者の男性の特殊性行為により感染すると考えられていました

が、異性間の性的接触での感染が増加し、今後爆発的に増加が危惧されています。諸外国においては、売春婦が媒体となっていることが多いとのことであります。また、日本でもそれに類する問題の場所があるということを知っています。

……日本においても1985年、最初のエイズ患者が確認され、以来どんな様子であろうか。近年、経済の国際化に伴い、日本人の海外進出あるいは外国人の流入等が著しいが、エイズの国際交流だけはやめていただきたい。我が滋賀県はウイルスの比較的少ない県と言われているが、いつまでも鎖国のような状態であることは期待できません。(1992年3月4日-4号-9番-白倉一路議員)

「日本におきましては、昭和60年に初めて感染者および患者を含めて6人の報告がありましたが、平成3年12月現在には553人と激増しており、中でも在日外国人女性が著しく増加しております。……

また、最近では、先ほど御紹介がありましたように、海外旅行中における異性間性的接触による感染者が増加している傾向にありますことから、海外旅行者向けのパンフレットを、旅券発行窓口を初め、市町村、保健所および県事務所において配布を行っているところであります。

……抗体検査につきましては、プライバシーを守り、氏名にかえて4けたの数字による匿名検査を実施しており、これも2月末現在772件の検査を行っておりますが、幸いにも現在まで陽性者は確認されておりません。」(1992年3月4日-4号-健康福祉部長前川利夫)

エイズが人口問題と食糧危機を解決するものだという「シニカルな言葉」が県議会の場で県会議員によって堂々と発言されていた。

この答弁には他にも論ずべきところが多いが、本論文のテーマから逸脱するので、すべてには触れない。「外国人女性」が問題の根底にあるかのごとき取り上げ方に潜む性差別と外国人差別を指摘するに

とどめておく。

例えば日本国内については、京都YWCA・APT(2001)が、様々な国籍の多くの女性たちが日本へ人身売買の結果、送り込まれ、性産業で奴隷のように働かされている実態の深刻さを紹介し、問題の原因はどこにあるかを分析している。そのような弱い立場に置かれた女性たちの実情は一顧だにすることなく、男性議員が大多数である社会構造の中で、「外国人女性」を「エイズ」感染者の増加率の原因のように取り上げているのである。「外国人」「女性」という2つの社会的弱者への複合的な差別と言えるだろう。そしてその論法は、結びつける対象は「犯罪」ではないが、「外国人女性」が問題の根底にあるように取り上げ、真の実態や真の原因から目をそらさせるためのスケープゴートとして「外国人女性」が利用されている点は、「外国人犯罪」の場合と同じなのである。

4. おわりに：「外国人」の分類

1987年から2003年までの滋賀県議会の会議録を「外国人」をキーワードとして検索した結果、修飾語あるいは名詞としての「外国人」の取り上げられ方は、大きく4つのグループに分類できた。

1つは、大学・学校関連の施策を論ずる際に使用されるグループである。大学関連では「留学生」が代表的である。1990年代に入ると、学校現場での「外国人児童生徒」の教育問題が議論される場面で、「外国人児童生徒」という呼称が「日本語指導を必要とする外国人児童生徒」を指す言葉としても使われるようになった。

2つ目は、滋賀県への海外からの観光客誘致を目的とする議論で使用されたグループである。短期滞在者としての「外国人観光客」が典型であり、また、観光客誘致のPRのために利用する対象として、「外国人記者」が発言に登場した。

3つ目は、労働関連の問題を論ずる際に使用されるグループで、典型が労働力提供者としての「外国人労働者」である。特に会議録では、労働力不足問題が深刻に問われていた1980年代後半から1990年前半のバブル期に、「外国人労働者」の活用が解決

案として捉えられていた。

4つ目のグループは、本研究で最も問題視した、スケープゴートとして使用される「外国人」、ネガティブ・イメージの「外国人」である。例えば、「来日外国人」は、字義通りに言えば日本に来た外国人を指すと思われるが、会議録から明らかになったのは、日本の治安を脅かすであろう、脅威としての「犯罪者あるいは犯罪者予備軍としての外国人」という意味であった。しかも、「外国人」と犯罪とを直結させる、根拠のない見解《関東大震災時の朝鮮人虐殺をも想起させる危険極まりないデマゴギー》が、警察権限強化・警察関連予算請求の口実に使われていることが明らかになった。また、「外国人女性」がエイズ問題の根底にあるかのような発言からは、「外国人」「女性」という二重の社会的弱者《少数者》をスケープゴートにしてしまえる認識の存在、「外国人」と「犯罪」を結びつけるのと同じ構造が看取された。

各々のグループの言葉がどのように使われているか分析を終えて、見えてきた構造がもう1つある。まず、一方では、「外国人」犯罪の増加を誇張することで、「犯罪対策」の予算は、次々に議会を通過していく。その一方で、例えば「永住外国人」の地方自治参政権の問題は、中央政府との関わりなどを口実に、延々と継続審議されるばかりで、いつまで経っても決着に至らない状況にある。「外国人」は、議会運営や予算獲得のために都合のいいように利用される存在に過ぎないのであろうか。

キーワードとしての「外国人」の分析を出発点として議論を進めたが、その限界は認める必要がある。例えば「海外」のように、「外国人」を含まないが関連するキーワードが他にもあるのではないか。この点が、今後の課題として残った。

参考文献

内海愛子、岡本雅享、木元茂夫、佐藤信行、中島真一郎(2000)『「三国人」発言と在日外国人—石原都知事発言が意味するもの—』明石書店。
太田晴雄(2000)『ニューカマーの子どもと日本の学校』、

国際書院。

京都 YWCA・APT (2001)『人身売買と受入大国ニッポン—その実態と法的課題—』明石書店。

静岡県警察本部 (2000)『来日外国人犯罪の特徴—犯罪被害に遭わないために—』(社)静岡県防犯協会連合会。

丹羽雅雄 (2003)『マイノリティと多民族社会—国際人権時代の日本を問う—』解放出版社。

入管協会 (編)(1998)『外国人のための入国・在留・登録手続の手引』和英対訳、日本加除出版。

中島真一郎 (2000)「検証 石原発言—警察庁の来日外国人犯罪分析批判—」内海愛子、岡本雅享、木元茂夫、佐藤信行、中島真一郎 (2000)『「三国人」発言と在日外国人—石原都知事発言が意味するもの—』明石書店。

中島真一郎 (2003)「「来日外国人」及び「不法滞在者」の犯罪データ(刑法犯検挙人員)からみえる外国人の実像—江藤議員の『暴言-差別発言』への批判のための基礎資料として—」移住労働者と連帯する全国ネットワーク情報誌、63号、10月号3-5頁。

野呂香代子 (2001)「クリティカル・ディスコース・アナリシス」『「正しさ」への問い—批判的社会言語学の試み—』三元社。

山下仁 (2003)「日系ブラジル人をめぐる国会での答弁」大阪大学 21 世紀 COE プログラム「インターフェイスの人文科学」「言語の接触と混交—日系ブラジル人の言語の諸相—」第二部、第 3 章 地域社会および NGO / NPO の取り組み、4 節。

李 節子 (2001)『在日外国人の人口動態』(2001 年版) 在日本大韓国民団中央本部、在日同胞 21 世紀委員会「くらしづくり部会」

T. van Dijk (1992) Discourse and the denial of racism, In: Discourse & Society vol. 3(1) 87-118.

「滋賀県議会会議録」に現れた「外国人」認識
リリアン・テルミ・ハタノ
(<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/lilian-h/>)

PDF 版発行 2004 年 10 月 3 日
初出 『多文化社会研究』第 2 号

甲南女子大学多文化共生学科、2004 年 3 月 25 日